

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5023	5023002			z14001	農林水産省、国土交通省	農林水産省、国土交通省	<p><漁港関係> 漁港区域内の水域又は公共空地において一定の行為(工作物の設置等)を行う場合、当該行為が漁港整備事業の施行や、漁港の円滑な利用の確保その他漁港の保全に著しい支障を与える恐れがないか漁港管理者の的確な判断が必要である。</p> <p><海岸関係> 海岸については、海岸保全区域又は一般公共海岸区域内に施設を設けて当該区域を占有しようとする場合の許可及び海岸保全区域又は一般公共海岸区域内の水面等において施設を新設若しくは改築しようとする場合の許可については、それぞれの海岸管理者が判断を行っている。</p> <p>海岸保全区域に係る許可については、占用許可申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは許可しないこととし、また、一般公共海岸区域に係る許可については、当該区域の適正な保全を図る観点から判断し許可することとしている。</p>	C				<p>要望者から提出された以下の再意見に対する責省の御見解を御説明いただきたい。</p> <p>漁港や海岸における飛行場設置について管理者の判断としているが、地域の企業や地域住民有効活用の提案についてはよく受けてほしい。また、地域活性化の観点であると同時に交通網のひとつであることも再度考えてほしい。私たちは、地域事業者と一緒に、水上飛行場の維持管理のために運営管理組合やNPOなどの組織をもって活動していくと考えています。是非、漁港や海岸を航空交通の拠点として加えて頂き、「管理者の判断」という曖昧なことでない具体的な水上飛行場として活用できる方法を教えてほしいと思います。</p>	民間企業	2	A	航空運搬業務に関する平水区域の活用及び海岸ならびに漁港な	<p>現在のインターネット技術の進歩はますます、インターネットを利用した高取引は年々右肩上がり伸びている。このような状況下で、人や物の移動時間や輸送時間の短縮は重要で、今後益々のIT技術の発展とともに日本の経済発展にとって、重要なファクターとなる。私たちは、人員の移動時間の短縮と少量多品種化する物品の輸送時間の短縮を目標に、水上と陸上を利用し、農産物の陸上飛行場から海岸(漁港/河川、湖)の水上飛行場へ、また其の逆に行き来できる環境を作り、企業及び日本国民の有効な交通手段の一つとなつてほしいと考えている。また、水上飛行場の設置費用は陸上飛行場に比べ安価で環境負荷も小さい。海に開かれた日本において航空機の種類にもよるが、活用地域は広範な利用法が見出せるものと考えられる。</p>	<p>現在、インターネット技術の進歩は年々右肩上がり伸びている。このような状況下で、人や物の移動時間や輸送時間の短縮は重要で、今後益々のIT技術の発展とともに日本の経済発展にとって、重要なファクターとなる。私たちは、人員の移動時間の短縮と少量多品種化する物品の輸送時間の短縮を目標に、水上と陸上を利用し、農産物の陸上飛行場から海岸(漁港/河川、湖)の水上飛行場へ、また其の逆に行き来できる環境を作り、企業及び日本国民の有効な交通手段の一つとなつてほしいと考えている。また、水上飛行場の設置費用は陸上飛行場に比べ安価で環境負荷も小さい。海に開かれた日本において航空機の種類にもよるが、活用地域は広範な利用法が見出せるものと考えられる。</p>	<p>航空法、港湾法、漁港法、海防法、漁船法、海岸法、河川法、その他</p>	<p>国土交通省、農林水産省、農林水産省、都道府県</p>		
5037	5037001			z14002	農林水産省	農林水産省	<p>食品の原産地表示については、JAS法に基づき、平成12年7月から、全ての生鮮食品に原産地の表示を義務づけている。また、複数の野菜をカットして混ぜ合わせたもの、それ自身一つ一つの野菜(調理された食品)であることか加工食品となる。</p> <p>国内で製造される加工食品については、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるもののうち、製品の原材料に占める単一の農産物の重量の割合が9%以上である商品を原料原産地表示の対象とするとの考え方に基づき、異種混合されたカット野菜やカット果実を含む生鮮食品に近い20食品群を平成16年9月から対象としたところである(平成18年10月から義務化)。</p>	C		<p>加工食品については、原料原産地表示の対象を20食品群に大幅に拡大し、本年10月まで移行期間としているところである。</p> <p>しかしながら、異種混合のカット野菜及びカット果実などを含む加工食品については、多数の(原料を使用している)場合や複数の原産地の原料を混合、切り替えて使用する場合があるなど、すべてに原料原産地の表示を義務づけることは現実的に困難とされています。</p> <p>今後、義務表示対象品目の選定要件の考え方の見直しを含めた食品の表示制度については、厚生労働省と共同で話し合っている「食品の表示に関する共同会議」において、表示の実施状況、実行可能性、消費者、事業者等の意見を踏まえて検討することとしていますが、現時点で基本的な考え方を見直す状況にはないと考えています。</p>	個人	1	A	生鮮食品である野菜の品質表示基準の改正	<p>農林水産省の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)では、全ての飲料品を生鮮食品と加工食品に分類し、名称、原産地、内容量等の表示を義務付けている。このうち、原産地表示については、生鮮食品品質表示基準第4条(2)において「異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合には、当該生鮮食品それぞれを原産地として表示することとし、同基準別表(第2表関係)(4)における野菜の範囲は、「収穫後調整、選別、水洗いなどをおこなったもの、単に切断したもの及び冷凍したものを含む」とされ、これらに該当する野菜を切断せずに詰め合わせた場合にはそれぞれに原産地表示が必要である。しかし、加工食品品質表示基準の別表(第3表関係)(4)に規定されているように、「異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実およびその類を異種混合したもの(切断したものを除く)」は加工食品に分類され、原産地表示は5%以上の原材料のもののみ表示すればよいこととなっている。生鮮食品品質表示基準(2)の趣旨に合わせて同基準別表(4)の野菜の範囲を拡大し、「収穫後調整、選別、水洗いなどをおこなったもの、単に切断したものおよび冷凍したものならびにこれらを詰め合わせたものを含む」と改正することにより、異種混合のカット野菜及びカット果実についても、それぞれ原産地表示義務を課すことを要望する。</p>		<p>現在、スーパーコンビニなどで販売されている異種混合したカット野菜、果物やサラダは加工食品と分類され、50%以上の原材料のみに原産地表示が義務付けられている。例えば、単品のカット野菜やサラダ、果物は、生鮮食品と分類され原産地の表示が必要であるが、異種混合した4:4:2の重量割合でカット野菜、果物を異種混合した場合には原産地表示義務の対象外となる。JAS法の目的は、「品質に関する適正な表示を行わせること」、「一般消費者の選択に資することとしている」(JAS法)の中で、原料原産地表示は、消費者への情報伝達重要な要素であり、商品購入の際の選択基準となるものである。とりわけ、昨今の国際化・輸入自由化の流れの中で輸入野菜が急増し、消費者の輸入野菜に対する関心も高まっている。消費者にとって野菜の原産地表示は購入の選択基準となる重要な情報である。よって、生鮮食品品質表示基準の見直しを要望したい。なお、5%以上の原材料が(原産地表示義務のない)異種混合カット野菜についても、「任意で原産地を表示しても差し支えない」とされ、実際にも、つめあわされた複数種類の野菜それぞれについて原産地を表示している商品も少なくないことから、今回の要望に対し、実務上著しく対応が困難であるとは思えない。</p>	<p>JAS法、生鮮食品品質表示別表(第2表関係)、加工食品品質表示基準別表(第3表関係)</p>	厚生労働省			
5057	5057139			z14003	全庁	全庁	<p>平成13年12月から先掛債権担保融資保証制度を利用する場合には、譲渡禁止特約の解除を実施し、平成18年度より物品及び役務の契約について譲渡対象者の範囲の拡大を措置したところである。</p>	D		<p>各県庁における統一取扱いについては当省で回答できる立場ではないが、当省では、平成18年度より物品及び役務の契約について特定目的会社まで拡大した。</p>	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	<p>各県庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各県庁共通のルールとして譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続は大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一するを策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一取扱いを望むべきである。</p>		<p>資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障壁となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各県庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。</p>	<p>全庁庁、地方公共団体</p>	<p>国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付けられていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認め、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における先掛債権を活用した資金調達の実現が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。</p>			
5057	5057201			z14004	農林水産省	農林水産省	<p>食糧法の規定により、麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を勘案し、消費家の家計を安定することを旨として定められている。具体的には、家計の安定が図られる価格の範囲内で、外国産麦の売渡価格を国内産麦に対する財政負担に充てるコストパル方式によることを基本に決定されている。</p> <p>小麦については、国家貿易により安定供給が図られているが、小麦加工産業の製品と融合関係にある小麦粉・小麦でん粉等も国家貿易により管理、規制がなされている。さらに融合関係にある小麦粉調製品・パスタ等の麦加工品についても一定の関税が賦課され、国内麦加工産業の国際競争力の確保に十分留意し、運用されている。</p> <p>なお、外国産小麦の売渡価格のあり方やマークアップ水準については、現在、改正食糧法の来年度からの施行に向けて見直しが進められているところであるが、平成17年に取りまとめられた「今後の麦政策のあり方(食料・農業・農村政策審議会報告)」において、内麦助成金については引き続き事業者の負担を求めたい(ことが妥当である)とともに、その水準の決定に当たっては、麦加工産業の国際競争力の強化に留意しつつ、麦に対する財政支出についても総務負担についてさらに制約が強まることにも十分留意することが必要とされているところであり、現時点で今回の要望を措置することは困難である。</p>	C			(社)日本経済団体連合会	201	A	外国産小麦の政府売渡価格の引下げ	<p>国が決定している外国産小麦のマークアップについて、計画かつ継続的な引下げを要望する。</p>		<p>小麦には60-70%の関税が課せられていると同様であるのに対し、小麦加工品(小麦粉調製品・スパゲティ・ドーナツ等)の関税率は20%前後となっている。原料と製品の国境措置が不均衡なため、わが国の小麦加工品の市場において、外国産小麦加工品が輸入小麦加工品に比べ著しく不利な競争力に置かれている。外国産小麦のマークアップの引下げにより、原料小麦と小麦加工品との輸入国境措置の整合性を図ることが必要である。</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第43条、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第13条</p>	<p>農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課</p>	<p>わが国の小麦消費量の約9割は外国産小麦が占めているが、この輸入は実質的に(農林水産省)が一元的に行っている。国は輸入価格の1.6-1.7倍の価格で製粉企業へ小麦を売却しているため、小麦には60-70%の関税が課せられている。となりに対して、2007年度より政府売渡価格については標準売渡価格を廃止し、輸入価格を反映した変動制へ移行する予定となっているが、マークアップ水準については未定である。</p>		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
5057	5057202			z14005	農林水産省		砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびは、北海道、鹿児島県及び沖縄県の畑作農業における基幹作物であり、地元工場で製糖されるなど、地域経済上重要な役割を担っている。 このため、現行の糖価調整制度の下で、砂糖を輸入する場合には、国内の甘味資源作物生産の振興や国産糖企業との健全な競争に及ぼす悪影響を緩和するため、輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同一水準になるよう調整している。 一方、国内の農家から最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付し、国産糖企業の健全な発展を期するとともに、甘味資源作物生産農家の農業所得の確保を図っている。	C	I	現行の糖価調整制度については、最低生産者価格を廃止し、甘味資源作物生産者及び国産糖製造事業者に対して交付金交付する仕組みに転換し、市場の需給事情を反映した甘味資源作物の取引価格が形成される制度への移行等と内容とする「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律」(平成18年法律第89号)が第164回国会で成立したところである。 19年度以降は、新たな制度の下で、甘味資源作物生産者及び国産糖製造事業者が一層のコスト削減を進めることにより、国民負担を軽減していくこととしている。			(社)日本経済団体連合会	202	A	糖価調整制度の見直し	輸入糖に係る調整制度を見直す必要がある。				菓子業界は調整金制度により割高な原料購入を余儀なくされている。一方、少子高齢化に伴い菓子の需要は低迷しており、今後FTA・EPAの進展により海外から安価な菓子が輸入されることになれば、国内菓子業界は国際競争力を失うことになる。	砂糖の価格調整に関する法律	農林水産省	政府は砂糖の輸入業者から調整金を徴収し、国内産糖と輸入糖の価格が同水準になるよう調整している。
5057	5057203			z14006	農林水産省		麦芽の輸入については、昭和48年度まで輸入前当制度がとられてきたが、昭和49年の輸入自由化に伴い、国産ビール大麦の確保と麦芽の安定的な供給を図るため、関税割当制度が採用されている。	C		ビール大麦は、水稲と麦との二毛作の実施など農地の高度利用や生産性の高い水田農業を確立する上で重要な作物となっている。このため、ビール大麦の安定的な国内生産を確保しつつ、ビール原料用麦芽の供給を確保する観点から、輸入麦芽の関税割当制度を措置しているところである。この関税割当制度では、各年度の麦芽の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準として、税率を無税とした関税割当数量を定め、事業者からの申請を受け付けているところであり、輸入麦芽の99%がこの関税割当を受けて輸入されている現状にある。このため、ビール大麦の国内生産の重要性や麦芽の関税割当制度の利用の現状を踏まえれば、引き続き、関税割当制度を的確に運用することが重要であり、輸入麦芽の2次税率(21.3円/kg)を撤廃することは本制度の運営にも支障を来すため困難である。			(社)日本経済団体連合会	203	A	輸入麦芽の二次関税撤廃	輸入麦芽の2次関税を撤廃すべきである。				ワルグアイランド合意によりビール関税が撤廃(2002年)されたことを踏まえ、平成19年以降、国産ビール大麦の契約方法が生産団体と各社別での新交渉方法に移行すること、WTO・FTA交渉の進展、国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れなどグローバル化が進化する中で、国内農業の競争力向上を図る新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた施策が進行中であること、ビール大麦・麦芽は国際取引市場において完全自由交渉品目となっていること、以上3点を踏まえ、将来的にも国産ビール大麦の契約栽培は農業団体とビール業界各社間で継続できる状況にあることから、輸入麦芽の二次関税撤廃を要望する。	関税定率法(第9条の2 関税割当制度 別表第11類 麦芽 11.07) 関税暫定措置法(第2条 暫定税率・別表第1、第8条の6 定率法9条の2 規定を準用) 関税割当制度に関する政令(第1条 物品・数量別表第1、第2条(前当方法))	農林水産省	ビール原料である麦芽については、関税割当制度がとられており、国内需要見込み数量から国内生産見込み数量を控除した数量の輸入に対して、1次税率が適用されて関税が無税となる。 本制度の運用に当たっては、契約栽培に基づき国産ビール大麦の購入が前提とされている。
5057	5057204	1		z14007	農林水産省		畜産加工物残渣を原料とした肥料、有機質肥料を混合又は配合した肥料については、現行制度においても普通肥料としての生産・販売が可能。 発酵豚糞については、肥料取締法に基づく(特殊肥料のうちたい肥に当たるものであるが、現行制度においても、都道府県知事への届出のみで生産・販売することが可能。 豚骨粉等の有機質肥料として公定規格が定められているものや鶏糞焼却灰等の特殊肥料を普通肥料に混合・配合することは、現行制度においても可能。 特殊肥料については、含有成分規制は行っていない。	d	-	(1)畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきであること(要望)について 畜産加工物残渣を原料とした肥料については、普通肥料のうち有機質肥料として既に公定規格が設定されており、登録を受けた上で生産・販売が可能となります。また、この有機質肥料を混合又は配合した肥料についても、普通肥料のうち複合肥料として公定規格が既に設定されており、登録を受けた上で生産・販売ができます。 (2)発酵豚糞の普通肥料登録を認めるべきであること(要望)について 発酵豚糞は、肥料取締法に基づく(特殊肥料のうちたい肥に当たるものであり、都道府県知事への届出のみで生産・販売することができます。なお、発酵豚糞を普通肥料とした場合には、公定規格を設定した上で、登録する義務が課せられるなど、規制が強化されることとなります。 (3)普通肥料への特殊肥料の混合・配合を認めるべきであること(要望)について 豚骨粉等の有機質肥料として公定規格が定められているものや鶏糞焼却灰等の特殊肥料を普通肥料に混合・配合配合することは可能です。これらについては、普通肥料の化成肥料や配合肥料等として公定規格が既に設定されており、登録を受けた上でその生産・販売が可能となります。 特殊肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきであること(要望)について 特殊肥料については、含有成分の規制は行っていない。なお、特殊肥料については、農家等における適正な施肥の目安になるよう、含有成分の表示		次の点について、改めて見解を示されたい。 (1)について 残渣を原料とした肥料のうち、普通肥料として登録が認められているのは残渣から骨・卵殻などを個々に抽出し生成したものである。複数種の残渣が混合しているものを原料とした肥料については普通肥料としての登録を認められない点につき、理由を求めらる。 (2)について 提案は普通肥料登録を認めるべきというものであり、普通肥料としての登録を認めない理由についての記載がなされていない。 (3)について 公定規格が定められている豚骨粉等の有機肥料や鶏糞焼却灰以外の特殊肥料についても、広く普通肥料に混合・配合することを認めるべきである。	(社)日本経済団体連合会	204	A	肥料取締法における畜産加工物残渣等の使用範囲の拡大(新規)	畜産加工物残渣を普通肥料の原料として使用できるようにすべきである。発酵豚糞の普通肥料登録を認めるべきである。普通肥料への特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)の混合・配合を認めるべきである。特殊肥料の含有成分規制を前後20%程度とすべきである。				特殊肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業・食肉事業から発生する廃棄物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。 現行の前後10%及び0.3%での成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。 有機質肥料の利用促進につながる。	肥料取締法	農林水産省	畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・骨粉・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。発酵豚糞は現行では特殊肥料としての登録のみが許可されており、普通肥料登録はできない。普通肥料に特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)を単体で混合又は配合することができない。特殊肥料の現行の含有成分規制は肥料成分が3%以上の場合は前後0.3%の範囲となっている。家畜糞を炭化した資材が、有機農産物の日本農林規格肥料、土壌改良資材から除外されている。
5057	5057204	2		z14008	農林水産省		当該ほ場又はその周辺に生息又は生育する生物の機能を活用した方法のみによつては、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合においては、別表1の肥料及び土壌改良資材(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。以下同じ。)に限り使用することができる。	d	-	家畜糞を炭化した資材は、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月31日農林水産省告示第105号)別表1に掲げる「発酵・乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材」に該当するため、肥料及び土壌改良資材として使用することができます。			(社)日本経済団体連合会	204	A	肥料取締法における畜産加工物残渣等の使用範囲の拡大(新規)	家畜糞を炭化した資材を日本農林規格肥料及び土壌改良資材として使用可能とすべきである。			特殊肥料に限定することなく、普通肥料まで使用範囲を拡大することで、国内の畜産事業・食肉事業から発生する廃棄物の資源利用度が高まり、資源循環型社会の促進につながる。 現行の前後10%及び0.3%での成分管理は、原料組成から勘案しても水分等も影響し非常に困難である。 有機質肥料の利用促進につながる。	肥料取締法	農林水産省	畜産加工物残渣(死鳥・食品残渣・骨粉・卵殻等)は普通肥料の原料として使用できない。発酵豚糞は現行では特殊肥料としての登録のみが許可されており、普通肥料登録はできない。普通肥料に特殊肥料(豚骨粉・鶏糞焼却灰等)を単体で混合又は配合することができない。特殊肥料の現行の含有成分規制は肥料成分が3%以上の場合は前後0.3%の範囲となっている。家畜糞を炭化した資材が、有機農産物の日本農林規格肥料、土壌改良資材から除外されている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066004			z14009	全省庁		平成13年12月から売掛債権担保融資保障制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施し、平成18年度より物品及び役務の契約について譲渡対象者の範囲の拡大を措置したところである。	d		各省庁における統一の取扱いについては当省で回答できる立場ではないが、当省では、平成18年度より物品及び役務の契約について債権譲渡対象を特定目的会社等まで拡大した。			社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5071	5071008			z14010	農林水産省	農林漁業金融公庫法第19条第1項、農林漁業金融公庫法施行規則第1条	農林漁業金融公庫法施行規則第1条において、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、公営企業金融公庫を委託金融機関として規定	b	農林漁業の特殊性に鑑み、農林公庫の委託金融機関は農林漁業関係の貸付業務に精通している必要があるため、今後、信用組合による農林漁業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討する。	現在、農林漁業金融公庫自身が民間金融機関との提携を推進している状況にある中で、農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加することについて、どのような懸念があるのか。 また、信用組合による農林漁業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討するとの回答であるが、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協分野における融資等の取組み始めたのは最近の動きであり、これまでの融資の状況把握を行っても意味がない。 さらに、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協分野に積極的に参入することは、農業の活性化にもつながるものであり、これを阻害する理由もない。農業特有のリスク等に対する精通を懸念しているのであれば、これも、積極的な参入を促していくことで、解決するものである。 これらについて見解を示すとともに、早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。 (参考)平成18年3月末における農林漁業者への融資残高(融資件数)は、612億円(9,705件)である。各分野における融資残高(融資件数)は以下のとおり。 ○農業分野 428億円(7,304件)、1先当たり586万円 ○林業分野 31億円(356件)、1先当たり870万円 ○漁業分野 153億円(2,045件)、1先当たり752万円 信用組合においても、農林漁業者に対する「販路支	社団法人全国信用組合中央協会	8	A	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができないため、顧客の期待するサービスや情報提供が満足に果たせず、顧客の利便性が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況にあることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	信用組合では、農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができないため、顧客の期待するサービスや情報提供が満足に果たせず、顧客の利便性が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況にあることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農林漁業金融公庫法第19条第1項、農林漁業金融公庫法施行規則第1条	農林水産省				
5071	5071009			z14011	農林水産省	農業信用保証保険法第2条第2項第5号、農業信用保証保険法施行令第2条	農業信用保証保険法第2条第2項第5号及び農業信用保証保険法施行令第2条において、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫を取扱金融機関として規定	b	農業者等が農業経営に必要とする資金の円滑な融通を目的とする農業信用保証保険制度の趣旨を踏まえ、今後、信用組合による農業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討する。	信用組合による農林漁業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討するとの回答であるが、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協分野における融資等の取組み始めたのは最近の動きであり、これまでの融資の状況把握を行っても意味がない。 また、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協分野に積極的に参入することは、農業の活性化にもつながるものであり、これを阻害する理由もない。 さらに農業特有のリスク等に対する精通を懸念しているのであれば、それ故に農業信用保証保険制度の活用は高いものと考えられる。 これらについて見解を示すとともに、早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。 (参考)平成18年3月末における農林漁業者への融資残高(融資件数)は、612億円(9,705件)である。各分野における融資残高(融資件数)は以下のとおり。 ○農業分野 428億円(7,304件)、1先当たり586万円 ○林業分野 31億円(356件)、1先当たり870万円 ○漁業分野 153億円(2,045件)、1先当たり752万円 信用組合においても、農林漁業者に対する「販路支援、や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関するノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。	社団法人全国信用組合中央協会	9	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること(農業信用保証保険法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること。	信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる農業者関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該農業者関係者の利益が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、融資機関に信用組合を追加すること。	農業信用保証保険法第2条第2項第5号、農業信用保証保険法施行令第2条	農林水産省				
5071	5071010			z14012	農林水産省	中小漁業融資保証法第2条第2項	中小漁業融資保証法第2条第2項において、農林中央金庫、信用事業を行う漁業協同組合、水産加工工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫をその対象としている。	b	中小漁業者等が漁業経営に必要とする資金の円滑な融通を目的としている中小漁業融資保証保険制度の趣旨を踏まえ、今後、信用組合による漁業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討する。	信用組合による農林漁業者向け融資の状況の把握に努めた上で検討するとの回答であるが、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協・漁業分野における融資等の取組み始めたのは最近の動きであり、これまでの融資の状況把握を行っても意味がない。 また、農協系、政府系金融機関以外の金融機関が農協・漁業分野に積極的に参入することは、農業・漁業の活性化にもつながるものであり、これを阻害する理由もない。 さらに農業・漁業特有のリスク等に対する精通を懸念しているのであれば、それ故に中小漁業融資保証保険制度の活用は高いものと考えられる。 これらについて見解を示すとともに、早期に結論を得ることを前提に具体的な検討のスケジュール(結論及び実施時期)を示されたい。 (参考)平成18年3月末における農林漁業者への融資残高(融資件数)は、612億円(9,705件)である。各分野における融資残高(融資件数)は以下のとおり。 ○農業分野 428億円(7,304件)、1先当たり586万円 ○林業分野 31億円(356件)、1先当たり870万円 ○漁業分野 153億円(2,045件)、1先当たり752万円 信用組合においても、農林漁業者に対する「販路支援、や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関するノウハウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。	社団法人全国信用組合中央協会	10	A	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること(中小漁業融資保証法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保険制度による融資の取扱金融機関に信用組合を追加すること	信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる中小漁業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該中小漁業関係者の利益が阻害されている。また、他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、融資機関に信用組合を追加すること。	中小漁業融資保証法第2条第2項	農林水産省				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5083	5083004			z14013	全省庁	-	'審議会等の整理合理化に関する基本的計画'(平成11年4月27日閣議決定)の審議会等の公開に関する記述に基づき対応	d	-	原則傍聴可能(個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、特定の者に不当な利益、不利益をもたらすおそれがあるもの等については非公開)	-	-	特定非営利活動法人	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を知ることが出来ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	
5088	5088001			z14014	農林水産省		租税特別措置法第70条の4第1項 租税特別措置法第70条の6第1項 租税特別措置法第70条の7			当該提案は、「単なる税財源措置の償還を求めるもの」に該当するため、今回の提案募集に際して、ホームページに明示されているとおり、検討対象とはならない提案である。			個人	1	A	・納税猶予農地等の無償譲渡を行った場合の税免除	農地等について、農業を引き継ぐ推定相続人が贈与を受けた場合には贈与者が死亡または20年経過のいずれか早い日まで当該相続税の納税がそれぞれ猶予され、猶予期限まで経過した贈与税は免除されることとなっているが、猶予期限経過以前に農地等を譲渡した場合には贈与税又は相続税が賦課される。納税猶予農地等が公共用地として無償譲渡(ただし全量提供は除く)した場合の贈与税、相続税及び利子税の免除を措置する。	農地所有者として、農地を無償提供し土地改良事業を行いたいという所有者が生じ、道路整備を断念しなければならない。本提案が実現すれば、周辺の農地所有者が協力して土地改良事業の道路整備(農道)を進めることが出来る。残地があれば猶予額が当該残地に対するものと考えられる。	租税特別措置法第70条の4第1項 租税特別措置法第70条の6第1項 租税特別措置法第70条の第11項-第4項	農林水産省		